

東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例

令和3年4月1日

条例第9号

改正 令和3年4月12日 条例第27号

改正 令和5年4月1日 条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 東紀州環境施設組合情報公開条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第7号。以下「情報公開条例」という。）第16条の規定による諮問に応じ、公開決定等又は情報公開条例第5条の規定による公開の請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (3) 東紀州環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年東紀州環境施設組合条例第2号）第10条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
- (4) 東紀州環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年東紀州環境施設組合条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は議会個人情報保護条例第18条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (5) 議会個人情報保護条例第45条第3項の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、情報公開及び個人情報保護制度の運営における必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認

める場合には、その委員を罷免することができる。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開又は開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。

この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項に規定する求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会は、第1項及び前項に定めるもののほか、審査請求に係る事件について、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人又は参加人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人（第1項の申立てをした者に限る。）は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、諮問実施機関に対して、質問を発することができる。

（意見書等の提出）

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第9条 審査会は、審査請求人等から審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又はその写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付の請求があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧をさせ、又はその写しの交付をすることができる。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時、場所及び方法を指定することができる。

（手数料）

第10条 前条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料を納めなければならない。

2 前項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

（手数料の納付等）

第11条 手数料は、第9条第1項の規定による交付を受けるときに納付しなければならない。

2 既納の手数は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（手数料の減免）

第12条 審査会は、第9条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が手数料を納付する資力がないと認めるとき又は特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、または免除することができる。

（調査審議手続の非公開）

第13条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第14条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第15条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第16条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、東紀州環境施設組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第23号）の規定を準用する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか審査会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 第15条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、東紀州環境施設組合を組織する尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 第3条第3項の規定にかかわらず、当初の委員の任期は令和4年3月31日までとする。

附 則（令和3年4月12日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年4月1日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に東紀州環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年東紀州環境施設組合条例第2号）附則第2条の規定による廃止前の東紀州環境施設組合個人情報保護条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第8号）第33条第1項の規定により東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問に関する調査審議は、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

公文書の種類	区分		金額
文書又は図画	白黒	日本産業規格A列3番の大きさまでのもの	1枚につき10円

	カラー	日本産業規格 A 列 3 番の大きさまでのもの	1 枚につき 50 円
電磁的記録		紙媒体に複製したもの	文書又は図画の例による
		電子媒体に複製したもの	作成に要する実費

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を 1 枚として計算する。
- 2 日本産業規格 A 列 3 番を超える規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格 A 列 3 番の規格による用紙の枚数に換算した額とする。
- 3 組合以外のものに委託して写しを作成した場合における費用の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。